

別添1

厚生労働科学研究研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究

平成19年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 田島 良昭

平成20(2008)年 4月

目 次

I. 総括研究報告

罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究

田島 良昭

II. 分担研究報告

1. わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査

藤本 哲也

2. 虐犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状

山本 譲司

3. 触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題

清水 義恵

4. 現行制度における虐犯・触法等の障害者の地域生活の現状と課題

高橋 勝彦

5. 現行制度における虐犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題

酒井 龍彦

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
(総括・分担) 研究報告書

罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究
平成19年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 田島 良昭

研究要旨

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

藤本 哲也 中央大学法学部教授 犯罪学博士

山本 譲司 ノンフィクション作家

清水 義憲 更生保護法人 日本更生保護協会 常務理事 事務局長

高橋 勝彦 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー 総合施設長

酒井 龍彦 社会福祉法人 南高愛隣会 長崎障害者就業・生活支援センター 常務理事 所長

A. 研究目的

罪を犯した障害者の自立促進にどう取り組むかをテーマに関係省庁と連携し、実践的モデル事業を実施し、その中で見えてくる課題について、解決をはかる。

B. 研究方法

罪を犯した障がい者の地域社会に向けた必要な支援を整理し、地域移行を促進する目的で、各種実態調査を実施し、現状の把握と問題点を探るとともに、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携による具体的な取り組み、法的整備に関する課題や解決策をまとめることを目的に、分担研究者がそれぞれの研究課題に向け取り組む。

平成18年度は、法務省矯正局の協力のもと全国規模で「知的障害者またはその疑いのある受刑者調査」及び「罪を犯した障害者の保護観察・更生緊急保護の実施例と課題」の実態調査を進め分析を行う。矯正施設と連携を行い、実際に罪を犯した障害者の福祉サービス利用までの課題を整理する。また障害者が被告人になった場合の刑事裁判の実態調査を行い福祉施設の支援のあり方の検討を行った。

これらの研究成果を踏まえ、3年計画の2年目となる平成19年度は、次の項目の研究を進める。

法務当局の矯正事業の現状調査 (藤本分担研究者)

○法務省矯正局実施の「知的障害者またはその疑いのある受刑者調査」の分析

○諸外国の知的障害者の取扱い方（法律・犯罪類型・矯正処遇等）及び刑事裁判についての調査

知的障害者の刑事裁判の実態調査（入り口の健全化）（山本分担研究者）

- 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態及び支援事例と出所後の受け皿探し等の実践活動から見えてきた福祉的・司法的課題の整理
- 触法障害者への先進的福祉政策実施のオーストラリア・ビクトリア州政府ヒューマンサービス省のスタッフとの意見交換

更生保護事業の現状調査（清水分担研究者）

- 罪を犯した障がい者の受け入れに関する更生保護施設の実態調査及びその課題の整理
- 知的障害等を持つ少年院在院者の社会復帰に関する諸課題のまとめ

現行制度における罪を犯した障がい者の地域生活の現状と課題に関する調査分析（高橋分担研究者）

- 救護施設におけるこれまでの罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と支援及びその課題
- 矯正・保護施設との連携による罪を犯した障害者への支援

罪を犯した障がい者の地域生活に向けての支援のあり方（酒井分担研究者）

- 全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の実態把握
- 矯正施設と連携し合同支援会議の開催と罪を犯した障がい者の福祉サービス利用までの実践
- 精神科医の協力の下、薬物依存及び薬物依存者への対処法等についての職員研修

（倫理面への配慮）

倫理面への配慮としては、罪を犯しやすい障害者に関する課題を協議するとき社会防衛的視点がクローズアップされ、社会的隔離政策に傾くことがある。一方国民の十分なコンセンサスのないままの自立に向けての施策は、国民に認知されない一部の隠れた存在になりがちである。正確かつ的確な数的情報を公開すること、障害そのものの理解を求める啓発活動を平行して行う必要がある。モデル事業による受け入れや、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて厳格に管理する。

C. 研究結果

平成19年度 分担研究者の研究課題ごとの実施経過は次の通りである。

I 法務当局の矯正事業の現状調査（藤本分担研究者）

- 法務省矯正局実施の「知的障害者またはその疑いのある受刑者調査」の分析
平成18年度に実施した「我が国の矯正施設（刑務所・少年院）に収容された知的障害者の実態調査」の分析と本調査結果の概要について、一般にも読みやすい誤解のない書き方で論文を作成し公表する。
- 諸外国の知的障害者の取扱い方（法律・犯罪類型・矯正処遇等）及び刑事裁判についての調査
また諸外国の動向に関する研究を継続し、英米法圏を中心に、オーストラリア・アメリカ合衆国・イギリス・ニュージーランドと手分けして、諸外国における「罪を犯した知的障害者の処遇に関する研究」を進め、平成19年度はイギリスについてまとめを行う。

II 知的障害者の刑事裁判の実態調査（入り口の健全化）（山本分担研究者）

- 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態及び支援事例と出所後の受け皿探し等の実践活動から見えてきた福祉的・司法的課題の整理
知的障害のある人たちが被告人となった刑事裁判に積極的に関わり、彼ら彼女らの出所後の受け皿探しを行い、その実践活動の中で見えてきた福祉的・司法的課題を、具体的な事例を挙げ研究する。

「入り口」とも言える刑事裁判の段階から福祉関係者が関わることは重要なことであり、裁判の支援事例を報告し課題をまとめる。

○オーストラリアの触法障害者への先進的福祉政策研究

触法障害者への先進的福祉政策を取り入れている、オーストラリア・ビクトリア州政府ヒューマンサービス省のスタッフとの意見交換を行い支援プログラムについて研究する。

III 更生保護事業の現状調査（清水分担研究者）

○罪を犯した障がい者の受け入れに関する更生保護施設の実態調査及びその課題の整理

平成18年度は、更生保護施設が知的障害のある矯正施設収容者の受け入れ、あるいは地域生活支援移行に当たってどのような役割を担えるか、担えるとすればどのような状況においてなのか、さらに担えないとすればどのような補強策が必要なのか等について検討してきた。

平成19年度は、その受け入れの状況について具体的な事例に基づいた調査を通じて、地域生活支援移行における更生保護施設の実情と問題点を検討し、今後の問題解決の糸口を明らかにするため、全国101の更生保護施設のうち4施設を選んでヒヤリング調査を実施した。

○知的障害等を持つ少年院在院者の社会復帰に関する諸課題のまとめ

少年院在院者の受け入れ調整の現状について事例等の収集に努めた。広域的な調整に及ばざるを得ない状況、調整窓口がなく個別的な試行錯誤で多大な労力を要しながら移行先が得られないまま推移している状況等があることが認められた。

IV 現行制度における罪を犯した障がい者の地域生活の現状と課題に関する調査分析（高橋分担研究者）

○救護施設におけるこれまでの罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と支援及びその課題の検証を行う。全国救護施設協議会へ加入している182施設に対して、アンケート調査を実施する。アンケートの項目については、①施設の概要と知的障害者入所数について②矯正施設等での入所経験がある人の福祉施設受け入れの相談についての大きく2つの項目について調査した。

○矯正・保護施設との連携による罪を犯した障害者への支援

矯正・更生保護サイドと福祉サイドが、連携をして取り組むことの重要性は18年度の研究で確認されたところである。さらに双方が理解をしながら罪を犯した障害者への支援について必要なことは何か検討し、合同支援勉強会の開催と少年院へ入院中の知的障害者のケース検討会議を実施する。

V 罪を犯した障がい者の地域生活に向けての支援のあり方（酒井分担研究者）

○全国の障がい者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障がい者の実態把握

知的障がい者施設を運営する全国の社会福祉法人等（2,375団体）へアンケートを送付し、過去5年間における罪を犯した知的障がい者の受け入れ状況と支援内容及び課題点について調査を実施し分析を行なった。

○モデル事業としての実践的取組み（福祉サービス利用までの環境整備）

研究計画に基づく合同支援会議を開催し、麓刑務所（鳥栖市）の実践的受け入れを行うと共に地元の福祉機関への橋渡し支援を行った。

平成19年度は、全国規模で実施した調査データ、関係施設の調査データを基に平成18年度の研究で作成した「受け入れのための実践方法フローチャート」に基づき実践を行い、法務・福祉連携もと実際に罪を犯した障害者を受け入れるために課題点洗い出し、問題提起をまとめた。

また市町村行政等を巻き込んだ合同支援会議の開催（地方版会議の確立）に向け準備を行った。

D 考 察

平成19年度は研究も2年目に入り、私たちの研究がマスコミの皆さんのお力添えで報道され、多くの皆さんに関心を持っていただけようになり、各方面からのご相談や問い合わせが殺到するようになり、貴重な情報も沢山寄せていただくようになった。

今回行った全国の救護施設や知的障害者施設でも触法障害者についての相談件数が、18年、19年と急増し、受け入れ者数も増えていることが数字で確認することが出来た。

相談者は福祉事務所が第一位で、福祉事務所に本人や家族、法務関係機関が相談している。

藤本分担研究者が法務省矯正局の協力で行った一般刑務所15ヵ所27,024名の入所者の実態調査の結果、410名（1.5%）の知的障害者が存在し、内療育手帳の所持者がわずか26名（6.3%）しか居ないことも判明した。

矯正統計年報（平成18年）によると新受刑者は約33,000名、内明らかに知的障害者の範疇に入ると思われるIQ69以下の人々は約7,000名（22%）で、知的障害者と認定されている療育手帳の所持者は265名（0.8%）であり、相当数は医療刑務所などに入所すると聞いている。この数年はほぼこのような数で推移している。

この矯正統計年報の数7,000名（22%）と刑務所の実態調査による数410名（1.5%）が、なぜこんなに大きく違っているかよく考察する必要がある。

刑務所の中では立派な模範囚だが一般社会では明らかに障害者と思われる人は多いと言われるが、私も数多くそのような人を知っている。成人刑務所では今まで障害者の認定がされようと無かろうと何の関係もなかったのだろうが、大きく変わりつつある刑務所内処遇の中で違いがはっきりしてくると思われる。

さらに出所してからの社会生活支援の福祉サービスを必要とした場合、療育手帳の有る無しで受けられる支援の格差の大きさを関係者は良く知るべきである。

障害認定は本人または支援者の申請によって判定されるもので、まず本人に認定の必要性と福祉サービスの中身の説明をよく理解するまで根気よく教えることが大切である。矯正教育の第一歩はまず自分の障害認知から。

これらの矯正施設から社会につなぐ重要な役割を果たしてきたのが、更生保護委員会が決定する仮釈放の制度と居住先のない人を受け止める更生保護施設である。

西村朋子研究助言者の課題解決のための助言の中で、仮釈放による地域生活移行の推進について述べられているが、1. 仮釈放準備調査と、2. 生活環境の調整については、特に注目して検討が加えられなければならない項目で、保護監察官の役割の重さを再認識した。

知的障害者等、社会生活上のハンデーのある人の場合は、入所前よりなお一層困難な条件が重なって出所することになるので、その点を配慮いただき刑の執行率などの弾力的な運用など格段のご判断をお願いしたい。

更生保護施設は劣悪な条件の中、身元引受人など支援者に恵まれない人を多数受け止め長年努力されてきたが、今回の全国調査を見るとほとんどの施設が悪戦苦闘をしておられ、今までは未来を背負う専門職員の養成や障害者を受け入れるような状態ではない。

障害者施設でさえ処遇が困難な障害者の受け入れをためらい、手のかからない人を優先する施設があるように更生保護施設では、短時間で就労自立が可能な人が優先され、長期利用や滞留になりやすい人の受け入れは少ない。特に障害者の職業能力開発・雇用促進の制度や福祉サービスについての知識が少なく、関係機関との連携も出来ていない。

このように最も頼りにする更生保護施設でさえも障害者にとって利用することが難しい。家族や支

援者がいない人が多く、更生保護施設などの支援も受けられないためか、80%近くの人が満期出所となっており、社会に出て生活するための準備が整わず、いきなり社会の大波に飲みこまれて、おぼれたような状態になって罪を繰り返したり、自ら再入所を望んで罪を犯す人さえ見られるようになった。

福祉関係者の間では急速に罪を犯した障害者に対する关心と、この問題の深刻さに気付いた専門家が増えている。特に都道府県・政令都市の福祉行政や市区町の福祉事務担当職員は、法務関係者や警察、関係家族などからの相談を受けることが増え対応に苦慮している。

福祉施設では今回全国調査を救護施設と、知的障害施設で行った。

救護施設は生活保護施設で、生活困窮者で緊急に保護の必要な人を措置入所させる、今回回答のあった119施設中80施設が民間施設で、全民間施設87施設中80施設(92%)が回答を頂いたことになる。

ちなみに公務員又はそれに準ずる者が運営している施設が、95施設中39施設(41%)とこの様な調査の回答すら半数にも満たないことは残念である。

(救護施設をA、知的施設をBと表現する)

1、 調査回答率

A・182施設中119施設(65.3%)、B・2,375法人中1,355施設(57.6%)

2、 相談受け

A・119施設中51施設(42.8%)相談件数143件、18年19年急増、

B・1,355施設中210施設(15.5%)相談件数396件、18年19年急増

3、 施設入所受け入れ

A・93件(65%)、B・147施設239名(70%)

この様に相談を受ければ福祉施設は高い率で受け入れをしているが、全体で見ると数量ではほんのわずかでしかない。

法務省矯正局管轄でも100年ぶりの大改革が始まり、次々とPFI方式による矯正施設の新設や地域と連帯しての入所者の処遇改善に取り組んでおられるが、過剰収容のため職員の過重労働に苦しみ改革はなかなか進んでいないようだ。

まず再犯防止対策を最重要課題として取り組まないと過剰収容は改善できないと思う。

E. 結論

平成18年度より厚生労働科学研究で、罪を犯した障がい者が矯正施設を出所した後、社会生活をしていく上でどの様な問題点があるのか、福祉サービスの利用状況や、地域の人々や関係機関からどの様な支援を受けているのか等を調査・研究し、再犯予防と本人の幸福で安定した生活を築く為の支援のあり方を検討してきた。

その結果、浮かびあがってきた法務省・厚生労働省に関わるこれらの課題を早急に解決することが、罪を犯した障がい者の地域生活に結びつくと考え、必要な課題・解決策をまとめた。

[罪を犯した障がい者の地域生活支援に向けての提言]

一. 社会生活支援センター（仮称）の設立（法務・厚生労働省共同事業）

矯正施設、更生保護施設と福祉サービス事業等をつなぐ架け橋として、都道府県単位で社会生活支援センター（仮称）の設置を行い、下記の事業を実施する。（イメージ図 別紙）

1. 相談支援事業

矯正・更生保護施設に入所中又は社会生活中であっても本人又は家族が就労、生活に関するいろいろな問題を気軽に相談できる所が必要である。

- (1) 福祉サービスに関すること。
- (2) 就労支援に関すること。
- (3) 職業能力開発支援に関すること。
- (4) 地域生活に関すること。

2. コーディネート事業

- (1) 矯正・更生保護施設、保護観察所、福祉行政機関、福祉事業所等による合同チームをつくり、必要に応じて合同支援会議を実施する。
- (2) 矯正・更生保護施設と福祉機関との連携を行い、具体的なケアの利用、福祉サービスのマネージメントを行う。

3. 更生保護事業

社会福祉法人による更生保護施設の運営。

現在、更生保護施設は、法務大臣の認可を受けて継続保護事業を営む更生保護法人によって運営されている。更生保護施設は刑務所から釈放された人や保護観察中の人のうち、引受人がなく、あるいは適当な住居がないため更生を妨げられるおそれがある人を保護して、生活指導や職業指導などを行い、自立を援助している。現在、全国に101施設あり、再犯防止に寄与している。

釈放された知的障がい者によっては、福祉サービスにつなげていく上で種々の申請手続き等の為、実際のサービス受給までかなりの期間を要する場合がある。療育手帳等の取得、障害程度区分認定、障害基礎年金の判定・受給、福祉サービス実施市町村の決定等である。したがって、社会福祉法人による更生保護施設の運営によって、その期間、法的裏付けの中で本人を専門的に受け止め、福祉サービスに効果的につなげていくことが可能になると思われる。

[解説]

実態調査によると、一般刑務所で〈知的障害又は知的障害が疑われる者〉は410名が該当した。

その中で再犯者285名の前刑時の帰住先を調査したところ、「未定・不詳」が124名（43.5）に上り、「親族（父母・兄弟を含む）」の元へ帰住した者は70名（24.5%）に留まっている。また再犯者の仮釈放による出所率が、全体の55%を下回る20%（57名）であることも同調査によって明らかになった。出所後の身分保障が安定しないことが、再犯を繰り返す要因となっていることが確認出来る。

現在その受け皿となっているのが更生保護施設であり、退所した479人中1Q69以下の者は91人（18.9%）だが、更生保護施設が社会的自立に導く支援を行うには、施設の職員体制や施設の規模から難しく、実質的には支援のないまま退所に至るのが現状である。

福祉サービスを受けるには居住地を確定する必要がある。したがって、社会福祉施設と更生保護施設が相乗りした「障害者更生保護施設」（仮称）を運営することにより、安定した帰住先の確保と共に、福祉と保護のノウハウを用いた、自立に向けた支援と他機関への橋渡しが可能になる。

4. 社会福祉事業

障害者自立支援法における事業所指定は「事業所としての安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう原則、社会福祉法に定める最低定員20人を適用」と条件づけられている。ただし、「過疎、離島地域等において利用者数を確保することが困難な場合は、都道府県の判断により、10人以上を可能とする」と例外的な取扱いを認めている。釈放された知的障がい者の受入れについては、日中活動等の福祉事業所の利用の場を拡大することにより受皿が広がる。

よって、罪を犯した障がい者は、その支援の難しさ等も鑑み、過疎、離島地域等特例と同様の取扱いとし、10人からの事業所指定を可能としてほしい。

二. 障害者療育手帳について（法務・厚生労働省共同事業）

罪を犯した障がい者の療育手帳所持率は低く、出所後に福祉の支えを得られない事が、累犯の一因となっている。取得申請上の隘路となっている下記の要件を改善し、療育手帳を取得しやすい環境を整える。

[解説]

実態調査によると、一般刑務所入所者27,024名中〈知的障害者又は知的障害が疑われる者〉が410名、少年刑務所入所者約4,000名中〈特殊教育課程H1に分類される者〉が130名確認された。

その内療育手帳所持者は、前者が26名（6%）、後者が29名（23.3%）であった。

1. 矯正・更生保護施設が代理人となって、療育手帳交付申請等の福祉サービスの申請が実施できるようにする。

[解説]

福祉サービスの受給は申請主義のため、出所と同時に福祉サービスを受給するには、矯正・更生保護施設に収容されている間に、療育手帳交付申請を行わなくてはならない。実態調査では身元引受人が「家族（父母・兄弟を含む）」となっている者は410名中108名（26.3%）であり、罪を犯した障がい者の多くは交付申請の行う「保護者」である家族との関係が無くなっていることが多い。矯正・更生保護施設は、福祉サービスを必要とする者がいる場合、本人の同意のもと代理人となって療育手帳交付申請を行う必要がある。

2. 住所不定または住所に問題がある者については、矯正・更生保護施設の所在地において、療育手帳申請手続きを行なうことが可能とすること。

[解説]

療育手帳の交付申請は、福祉サービスの実施機関となっている居住地の市町村に行う。ただし、罪を犯した障害者で、居住地を有しないか明らかでない者は、交付申請を却下された事例が、モデル事業では報告されている。矯正・更生保護施設を「知的障害者福祉法」第九条の定める「現在の居住地」とみなし、当該施設の所在地において交付申請を行えるようにすることを要望する。

3. 療育手帳取得要件を全国統一し、交付基準を緩和すること。

[解説]

知的障害は発達障害の為、18歳以上で療育手帳交付申請を行う場合、18歳未満で発生したことを証明する書類の添付が必要となる。罪を犯した障がい者は、家族に恵まれない者が多く、福祉サービスを受けることなく年齢を重ねていることが多いことから、必要な証言を得ることが難しい。

この様な場合を想定し、判定機関等の弾力的な判断によって、療育手帳を取得出来るよう、交付基準を緩和する必要がある。

三. 障害認定区分について（厚生労働省）

罪を犯した障がい者は「社会適応性」において極めて重い障がいを持つ。この認定項目は現在の「障害認定区分」には含まれておらず、受け入れに際して必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスのミスマッチを生んでいる。以下の点について、制度上の改正を要望する。

1. 障害認定区分1次審査のチェック項目の中に、「環境適応能力」の項目を設けること。
2. 障害認定区分2次審査に、犯罪歴、成育歴、犯罪傾向の進度等の項目を設けて、これらのこと参考にして審査していただく。

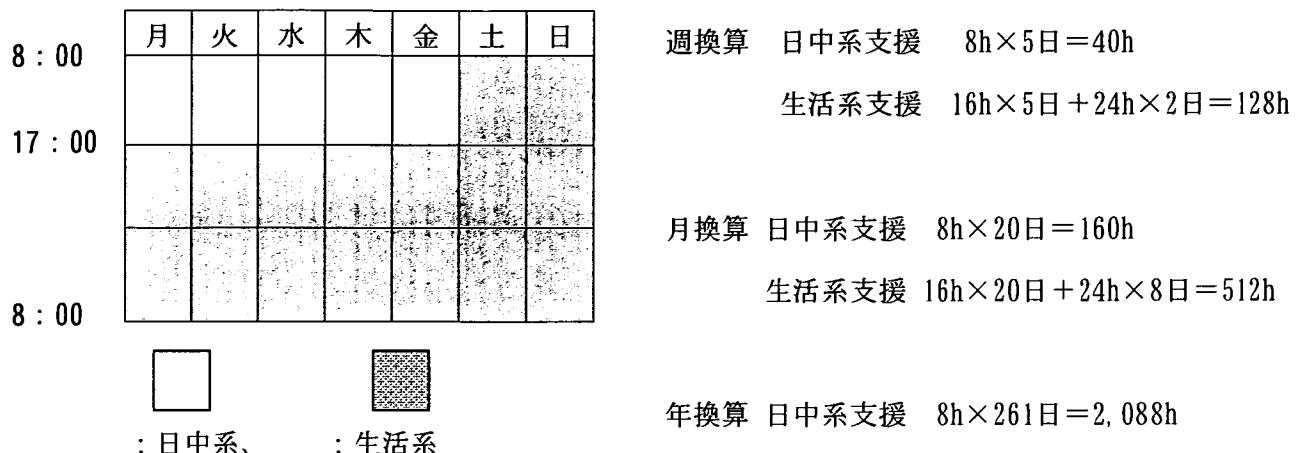
四. 特別加算について（厚生労働省）

「社会適応性」に極めて重い障がいを持つ者の支援には、終日職員の付き添いを含めた、多大なマンパワーを必要とする。罪を犯した障がい者を受け入れるに当たっては、下記の理由により一定の期間、特別加算の制度が必要である。

1. 障害者自立支援法における日中系サービス事業と生活系サービス事業時間帯の明確な線引きを行い、責任の所在を明らかにすること。

[解説]

障害者自立支援法において生活系と日中系が分かれることになったが、何時から何時までが日中系、何時から何時までが生活系との明確な時間の基準がない。そのため、事故や問題等が起きた時にどちらに責任の所在があるのかはっきりしていない。また、刑務所等からの出所者（知的障がい者）は休日の過ごし方についてもマンツーマン的な見守り等を必要とするにも関わらず、それを生活系で見ているのだが特に加算も付いていない。夜間支援加算に加え早朝支援加算及び休日加算の検討も必要である。



1. 日中系サービス事業と生活系サービス事業の給付額を見直すこと。

[解説]

「社会適応性」に極めて重い障がいを持つ者の支援は、特に生活系サービスにおいて、多大なマンパワーが必要であり、リスク面で大きな負担を要する。給付単価は日中系に重きを置いており生活系は時間的に長期にわたっているにも関わらず、低額設定となっており適当な支給額となっていない。日中系サービスに偏っている現在の給付単価を改める必要がある。

五. 措置制度の弾力的運用について（厚生労働省）

満期出所で尚かつ再犯の可能性が高く、社会不適応行動の改善が急務であると判断されるような人等で、契約になじまない状況の場合は、「措置制度」を柔軟に利用できるよう、行政の判断基準の見直しおよび緩和が必要と思われる。

又、措置制度の実施マニュアルを作成して、どの市町村でも実施できるようにすべきである。

この研究を通じ、罪を犯した障害者の現状や課題を一人でも多くの人に知っていただき、一緒に考えてもらう、そして少しずつでも理解していただく。こうした積み重ねが、さまざまな課題の解決への一歩につながると考える。

それぞれの分担研究者の各種実態調査や分析、現状の把握、関係機関の連携によるモデル事業によってクローズアップしてきた課題について、具体的に研究を重ね、罪を犯した障がい者の地域生活支援を確立するための制度や受け皿・支援の充実つなげて行きたい。

F. 健康危険情報

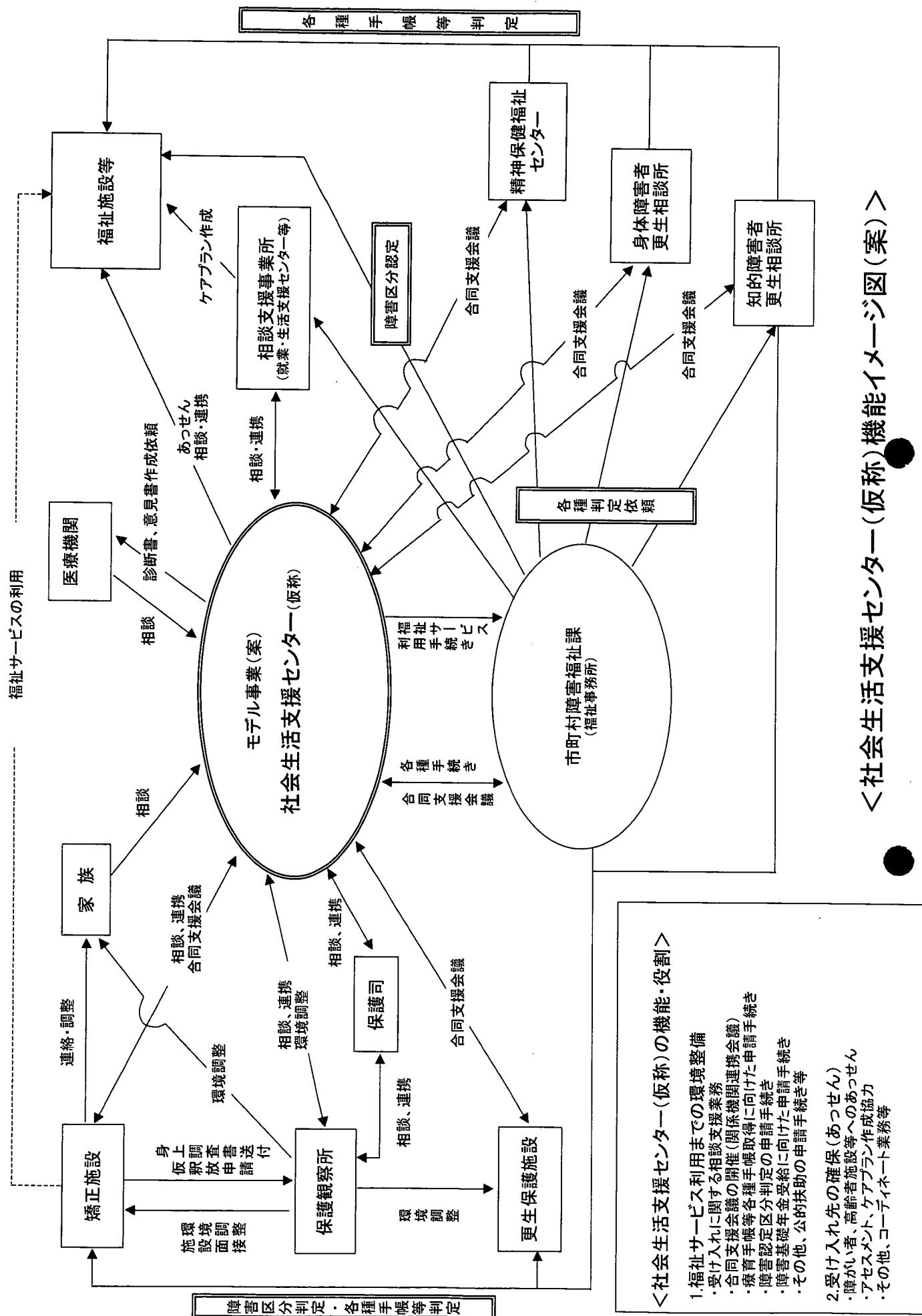
特になし

G. 研究発表

平成19年度は、宮城県と長崎県で開催された福祉セミナーにおいて、当研究の主任・分担研究者がシンポジストとして参加し、当研究の目的や進捗状況、研究課題について発表した。

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

特になし



研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	なし						

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	なし				

厚生労働科学研究費補助金（障害保険福祉総合研究事業）

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」

平成 19 年度 分担研究報告書

分担研究者 藤本哲也

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A 研究目的

「罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図ることを目的」とする当研究の中にあって、わが藤本グループは、財団法人矯正協会付属中央研究所や、法務省矯正局成人及び少年矯正課の協力を得て、我が国の矯正施設の現状を明確にするとともに、海外の動向についての研究を加味することで、研究の内容を深めて生きたいと考えるものである。

B 研究方法

(1) 「我が国の矯正施設（刑務所・少年院）に収容された知的障害者の実態調査」。

- ◆ 実態調査を実施した（平成 18 年度に実施）。
- ◆ 本調査結果を「内部資料として」研究会内で報告した（平成 19 年度実施）。
- ◆ 本調査結果の概要について、一般の人にも読みやすい誤解のない書き方で短い論文を作成し、公表した（平成 19 年度実施）。
- ◆ 本調査結果を、公表を前提とする「最終報告書」にまとめ直す（平成 20 年度予定）。

(2) 諸外国の動向に関する研究。

英米法圏を中心に、オーストラリア（分担研究者 藤本哲也）・アメリカ合衆国（研究協力者 鮎田実）・イギリス（研究協力者 三井英紀）・ニュージーランド（研究協力者 綿貫由実子）と手分けして、諸外国における「罪を犯した知的障害者の処遇に関する研究」を進めており、平成 20 年度中に「最終報告書」の形にまとめ上げる予定である。

(3) 施設参観の実施。

- ◆ 平成 18 年度は、国内の福祉施設を中心に、「現状の把握」に重点を置いた参観を計画した。（コロニー雲仙・かりいほ・神奈川医療少年院・中津少年学院・札幌刑務所）
- ◆ 平成 19 年度は、知的障害者を多数収容する矯正施設を中心に、「黒羽」・「加古川」の

- 両刑務所と、新設の「喜連川」・「播磨」の両社会復帰促進センターを参観した。(なお、本研究当初から計画していたアメリカ視察は、昨年、カリフォルニア州で発生した大火によって実現不可能なものとなつたことをここにお断りしておきたい。)
- ◆ 平成 20 年度は、我が国初の「PFI 刑務所」と称される、「美祢」・「島根あさひ」の両社会復帰促進センターの参観と、「矯正施設内に知的障害者を収容しない」韓国の実情について視察する予定である。

C 平成 19 年度の研究結果

(1) 「我が国の矯正施設（刑務所・少年院）に収容された知的障害者の実態調査」。

平成 18 年度に実施した本調査を受けて、平成 19 年度は、①「内部資料として」本調査結果を研究会内で報告した。②法務省のホームページ上において、本調査結果の一部について「プレス発表資料」として一般公開した。③この一般公開を受けて、分担研究者藤本哲也は、本調査に興味を持つ一般の人にも読みやすい短い論文¹を作成することを通して、本調査の内容が正確に伝わるよう心がけた。

(2) 諸外国の動向に関する研究。

英米法圏を中心に、オーストラリア（分担研究者 藤本哲也）・アメリカ合衆国（研究協力者 鮎田実）・イギリス（研究協力者 三井英紀）・ニュージーランド（研究協力者 締貫由実子）と手分けして、諸外国における「罪を犯した知的障害者の処遇に関する研究」を進めており、平成 20 年度中に「最終報告書」の形にまとめ上げる予定である。

継続研究が多い中で、平成 19 年度中に完成し、本研究会内部において報告したものに、三井英紀のイギリスの研究がある。（以下要旨。本文については【別紙 1】を参照されたい。）

（要旨） 英国における若年犯罪者間の知的障害者の実態調査研究について

分担研究者藤本班・研究協力者 三井英紀

本稿は、厚生労働科学研究（障害健康福祉総合研究事業）、「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（田島班）」第 4 回合同会議において報告させていただいたイギリスにおける若年犯罪者間の知的障害者の実態調査研究報告書に関する概要及び要旨である。

本研究における主目的、すなわち、①フェルハム若年犯罪者施設（Feltham Young Offenders Institution：フェルハム YOI）における 18 歳から 21 歳までの在監者間の知的障害の有病率の確証、及び②知的障害を伴う在監者と知的障害を伴わない在監者との以下に挙げる 4 つの相違、すなわち、（1）住居、職業及び教育程度の相違を含む社会・

¹ 藤本哲也「知的障害犯罪者の実態調査」『罪と罰』44巻 4 号（2007 年 9 月）40～47 頁（主に、実務に携わる者を含む刑事政策関係者等が購読）。藤本哲也「我が国における知的障害犯罪者の実態調査」『戸籍時報』621 号（2007 年 12 月）81～86 頁（主に、地方自治体が購読）。

人口統計学上の相違、（2）犯罪歴、（3）薬物乱用歴、（4）コミュニティー内における（保健サービスを含む）各種サービスへの接触の程度等の相違が存する場合にはそれらの相違を明らかにすることの2点につき、研究から得られた主要な調査結果は以下の通りである。

①フェルハム YOI における 18~21 歳までの在監者間の知的障害の有病率の確証

- カウフマン簡易知能測定第2版において、大部分の在監者（93%）が一般的に認知能力に関して低いレベルを意味する平均（100）以下のスコアであった。
- 調査対象者の 10% は、当該知能測定において顕著な認知機能障害を意味する IQ 複合値 69 以下であり、また対象者の 13% が、IQ 複合値 70 から 74 の範囲であり、16% の者が IQ 複合値 75 から 79 の範囲であった。以上の結果から、調査対象者の 39% が IQ 複合値 79 以下であったことが示唆される。
- ヴァインランド適応行動尺度第2版において、対象者の 84% が一般的に適応行動に関して低いレベルを意味する平均（100 以下）以下のスコアであった。この内、17% の対象者は、機能障害が著しいものであることを意味するほどに顕著に低いスコア（79 未満）であった。
- 調査対象者 137 人中の内、7 人（5%）が知的障害のための診断基準（すなわち、IQ 複合値 69 以下かつ適応行動値 79 以下）を満たし、知的障害者とみなされ得る。
- 本調査結果は標本に基づく推計であり、当該推計は標本誤差を伴うものである。それゆえ、真値は、1.3% から 8.7% の間のいずれかの範囲内にあると考えられる。このことは、真値がこの範囲の下限に存する場合、地域社会において見出される有病率と同程度のレベルであることを意味し、真値が上限に存する場合、英國の地域社会において報告される有病率よりもおよそ 4 倍高いレベルにあることを意味している。
- さらに調査対象者の 7%（10 人）は、IQ 値及び適応行動値双方において境界域の知的障害者とみなされ得るに十分なスコアであった（すなわち、IQ 複合値 70 から 79 の範囲かつ適応行動値 79 以下）。
- 以上の測定結果から、調査対象者の 12%（17 人）が、軽度あるいは境界域の知的障害を伴う者であることが推計され得る。当該推計は、標本誤差を伴うものであり、真値は 6.4% から 17.6% の間のいずれかの範囲内に存すると考えられる。

②知的障害を伴う在監者と知的障害を伴わない在監者との各種相違について

- 人種・民族、住居、雇用及び教育等に関する人口統計学的特徴の比較が行われているが、有意差が存在するのは住居に関する項目についてのみであり、知的障害を伴う標本は、拘禁に至る直前において一時的な住居で生活していた割合が高かった。
- 知的障害を伴う集団の大部分が、詐欺及びその他の犯罪（典型的には凶器所持等を含む）を除く、全ての犯罪類型において、過去に有罪宣告を受けていたことを報告している。刑事司法システムとの接觸の程度及び性質に関して、知的障害を伴う集団と伴わない集団との間には有意差はみられなかった。
- 拘禁に先立つ 1 ヶ月間においてアルコールを摂取した者は知的障害を伴う集団では、相当程度少数であった。その他の薬物の利用に関する報告については、集団間で有意差

は見受けられなかった。

- 保健サービスとの接触歴に関して、2つの集団間に有意差は見受けられなかつたが、知的障害を伴わない集団は、刑務所における保健サービスの利用に関して先見性を有していると自己報告する傾向にあるように思われる。
- 知的障害を有す集団の多くの者が、フェルハム YOI 内での教育、雇用を巡るニーズに対応してもらいたいと述べおり、典型的な教育的ニーズは、職業訓練を受けることや基本的な読み書きの技術の支援等に集中している。またこれら教育及び雇用に関するニーズと並んで、若干の者にとっては、住居の必要性が問題となっている。

本調査結果から導かれる政策的示唆として以下の 2 点が挙げられる。すなわち、

- ◆ 刑事司法システムにおける信頼性を有す知的障害診断システム開発の必要性
- ◆ 知的障害を伴う在監者に対する個々人の必要性に応じたサービス支援

当該研究と我が国において実施された「刑事施設及び少年院における知的障害者の実態調査」との比較は、その方法論的な相違や政策的な相違を理由に相当程度困難であるように思われるが、今後の当該分野に関する研究に対して一定程度の示唆を与えるものであるように思われる。今後、諸外国における実態調査がさらに集積され当該分野に関する活発な議論がなされることが望まれる。

《以上》

(3) 施設参観の実施。

平成 19 年度は、平成 20 年 3 月 3 日（月）～6 日（木）にかけて、犯罪傾向の進んでいない知的障害者を数多く収容する、養護工場等の特別な施設を併設した刑務所（黒羽・加古川）と、官民協働の PFI 刑務所として注目を集めている新設の社会復帰促進センターの中でも、障害者に対する特化ユニットを併設している、喜連川と播磨の、両社会復帰促進センターを参観した。

PFI (Private Finance Initiative) 刑務所は、時に「民営刑務所」等と報道されてきたが、アメリカ等に見られるような全ての運営を民間に委託するものとは異なり、特に我が国では、国と民間企業とが協力しながら運営する「官民協働」の矯正施設であると位置付けられている。こうして誕生した我が国の「社会復帰促進センター」に対して、我々が注目する理由は、①これらの取り組みが我が国初のものであることと同時に、②諸外国において、民間の参入が進んだ結果、矯正に限らず、様々な行政分野において、政策上の多様化が進んだ実績があること等から、今後もこれらの動向を注視していく必要性を痛切に感じているからである。

そこで平成 20 年度は、今年度中に参観することができなかつた、2ヶ所の社会復帰促進センター「美祢・島根あさひ」の参観を考えている。また、我が国と似たような法体系を探りながら、矯正施設に収容されることなく「罪を犯した」知的障害者と地域社会の中で共に生活できる韓国の社会環境の実情について視察したいと考えている。

なお、本研究の当初から計画していたアメリカ視察は、昨年カリフォルニア州で発生した大火によって実現不可能なものとなつたことを、改めてここにお断りしておく。

D 考察

平成 18 年度は、福祉と矯正の現場を参観する機会を得、又、「矯正施設における知的障害者の実態調査」を行うことを通して、我が国の現状について確認することができた。

平成 19 年度は、前年度に得た「知見」という蓄積を元に、上記実態調査に分析を加え、諸外国の動向について研究するとともに、我が国初の PFI 刑務所の参観を行うことを通して、我が国の矯正施設の現状と、様々な問題点が有する深刻さと、これらを改善すべく取られてきた対策等を、具体的に目の当たりにすることによって、改めて実感することができた。

平成 20 年度は、最終年度であることから、これまでの 2 年間の研究で得た蓄積の上に、矯正の側からの視点のみに止まらず、「罪を犯した障害者の地域生活支援」に必要なこととは一体どのようなものなのか、という本研究の目的を念頭に、諸外国の動向を加味しながら、考察を加えて行きたいと考えている。

E 結論

3 年計画の研究のうちの 2 年が終了した。平成 20 年度という最終年度に焦点を合わせた研究計画を進めてきたが、この 2 年間の研究動向を考えると、「現実」を常にとらえながら、一步一歩着実に進んできたような気がする。来年度は最終年度である。これまで蓄積してきた知見を基に、諸外国の動向等をも加味しながら、「罪を犯した障害者の地域生活支援」とはどうのようなものであるべきなのかについて、藤本グループとしての結論を出して行きたいと考えている。

【以上】

英国における若年犯罪者間の知的障害者の実態調査研究について

藤本グループ研究協力者

中央大学通信教育部インストラクター

三井英紀

はじめに

平成18年（2006年）4月1日から、厚生労働省及び法務省の関係者によって厚生労働科学研究（障害健康福祉総合研究事業）、「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（田島班）」が開始された。現在、著者自身も藤本哲也分担研究者の研究協力者の一員として当該研究に参加し、「刑事施設及び少年院における知的障害者の実態調査」に関わっている。

当該研究の目的は、3年の期間をかけて知的障害者の現状の把握に努め、制度改正やモデル事業の検討等、様々な施策を展開するための提言を行っていくことにあるが、そのためには、まず何よりも刑事施設や少年院における知的障害者の実態を把握することが肝要であり、諸外国における知的障害を伴う犯罪者に関する実態研究についても調査することが望ましいと思われる。

以下、本稿においては、英国において実施された若年犯罪者間の知的障害者の実態調査研究について報告していくこととする。

I. 導入

2001年、英国保健省によって出版された白書、『知的障害者を尊重する—21世紀知的障害戦略』（*Valuing People - the Strategy for Learning Disability for the 21st Century*）は、同国における向こう30年間の知的障害に対する国家的戦略を明記している。当該白書には、この集団に対する保健面での不均衡を是正するために、PCTと地方自治体によって講じられるべき一連の行動が明らかにされており、当該枠組みの中には、刑務所当局による知的障害を伴う被収容者の処遇の文脈において、彼らの教育的・保健的ニーズを同定すべき旨の提言が含まれている。

2004年4月以来、フェルハム若年犯罪者施設（Feltham Young Offenders Institution：以下単にフェルハム YOI と略称する）内における保健衛生業務は、ハウズロー・ロンドン特別区（London borough of Hounslow）に居住し生活する知的障害者に対して直接的にサービスを提供しているハウズロー・プライマリーケアトラスト（Hounslow Primary Care Trust：以下単にハウズローPCT と略称する）によって執り行われている。

本研究は、フェルハム YOI における知的障害者サービスに対する必要性の程度を査定するために、ハウズローPCT によって2004年に行われたものである。

1. 研究目的

当該調査研究の第一次的な目的は、フェルハム YOI における 18 歳から 21 歳までの在監者間における知的障害の有病率を確証することにある。しかし第二次的な目的として、知的障害を伴う在監者と知的障害を伴わない在監者との以下に挙げる 4 つの相違、すなわち、①住居、職業及び教育程度の相違を含む社会・人口統計学上の相違、②犯罪歴、③薬物乱用歴、④コミュニティ内における（保健サービスを含む）各種サービスへの接触の程度等の相違が存する場合にはそれらの相違を明らかにすることが挙げられる。また同様に、オーストラリアにおいて開発された診断ツールであるヘイズ能力診断指標（Hayes Ability Screening Index：以下単に HASI とする）を試験的に用いることによって、英国における当該集団への利用に対するデータを収集することが第二次的な目的とされている。

2. 知的障害の定義付け

本調査研究においては、知的障害を伴う犯罪者を調査した研究文献に関する包括的なレビューがなされているが、研究文献全体では、「learning disability」、「intellectual disability」、「mental handicap」 及び「mental retardation」という用語が互換的に用いられている。しかし英国においては、「learning disability : LD」という用語がもっとも一般的であり、以下に特徴付けられる状態すなわち、①知性の著しい機能障害（impairment）、②適応行動における著しい機能障害（すなわち、意思伝達、自己管理、家庭生活、社会的技能、地域社会資源の利用、自律性、健康及び安全、学習能力、余暇及び仕事等といった領域において標準的な社会環境での日常的な要求に対応することが困難であること、③そのような機能障害が 18 歳以前において発症することを示すために用いられている。

一般的に、知的障害を伴う人々は、援助を伴えば可能ではあるが、学習することが困難であることが見出されている。軽度もしくは中程度の知的障害を伴う人々が比較的独立して生活することが可能である一方で、深刻な知的障害を伴う人々は多くの日常的な支援を必要としている。

自閉症スペクトラム障害（autistic spectrum disorders）や注意欠陥多動性障害（attention deficit and hyperactivity disorders）等、知的障害と関係する幾つかの状態が存在するが、知的障害はそれ自体精神保健問題ではない。同様に知的障害は、知的程度に関しては異常が認められない失読症（dyslexia）等といった特別な学習上の障害とは異なるものである。

臨床的な実務は多様であるが、一般的に知的障害の診断は 2 つの段階、すなわち知能指数及び適応行動能力の側面において診断される。

知能の測定において最も一般的であるのは、IQ 測定である。世界保健機構（WHO）の ICD-10 として知られる国際疾病分類第 10 版は、IQ 測定に基づく以下の障害の区分を提示している。すなわち、

- IQ50 から 69 までに特徴付けられる軽度障害
- IQ35 から 49 までに特徴付けられる中度障害
- IQ20 から 34 までに特徴付けられる重度障害
- IQ レベル 20 未満に特徴付けられる最重度障害

診断に携わる医師にとって、これらの区分は絶対的区分というよりもむしろ指針として提示